鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認

目次

◇規則
教委規則　教育職員免許狀授与規則

規則

教育職員免許狀授与規則をここに公布する

昭和二十八年四月二十三日

鳥取県知事　西尾愛治

鳥取県教育委員会委員長　伊佐田甚藏

鳥取縣教育委員會規則　第一號

教育職員免許狀授與規則

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定に基き、この規則を定める。

第一章　総則

（趣旨）

第一條　鳥取県知事又は鳥取県教育委員会（以下「授与權者」という。）が授与する教育職員の免許狀については、別に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

第二章　臨時免許狀

（臨時免許狀の授与）

第二條　次の第一号又は第二号に該当する者は小学校、中学校、盲学校、ろう学校、養護学校又は幼稚園の助教諭免許狀、第三号に該当する者は養護助教諭免許狀の授与を受けることができる。

一　高等学校を卒業した者

二　教育職員免許法施行規則（昭和二十四年文部省令第三十八号以下「免許法施行規則」という。）第四十八條の規定に該当する者

三　第一号又は第二号の該当者で看護婦免許狀を有する者

第三條　次の各号の一に該当する者は、授与權者の適当と認めた教科に関し高等学校助教諭免許狀の授与を受けることができる。

一　幼稚園、小学校若しくは中学校教員の普通免許狀又は中学校教員の仮免許狀を有する者又はその授与を受けることができる者

二　幼稚園、小学校若しくは中学校教員の助教諭免許狀を有する者又はその授与を受けることができる者で、その資格取得後更に通常の課程による二年以上の学校教育を修了した者。この場合授与權者の指定した各種学校における修業の年数があるときはこれを通算することができる。

三　高等学校を卒業した者又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で特殊の技能を有する者

第四條　中学校又は高等学校教員の普通免許狀若しくは仮免許狀を有する者は、授与權者の適当と認めた教科について、それぞれの学校の助教諭免許狀の授与を受けることができる。

（臨時免許狀の有効期間の特例）

第五條　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号以下「免許法」という。）附則第七項の規定により臨時免許狀の有効期間は当分の間二箇年とする。

第三章　免許狀の教科

（教　科）

第六條　教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号以下「施行法」という。）第二條第一項の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許狀に関する免許法第四條第六項に掲げる教科については、教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十四年文部省令第三十九号以下「施行法施行規則」という。）第

三條の規定により次のように定める。

第一欄	第二欄	第三欄
施行法第二條第一項上欄に掲げるもの	中学校教員免許狀の場合	高等学校教員免許狀の場合
第一号（師　卒）	その教科について成績良好なる旨の出身学校長又は所轄庁の証明ある教科	
第二号（青　師　卒）	第一号に同じ	その学校において修めた学科目に相当する実業に関する教科
第三号（青　教、実補　卒）	第一号に同じ	第二号に同じ
第四号（学　士　号）	その専攻した学科目に相当する教科又はそれに類する教科でその教科について成績良好なる旨の出身学校長又は所轄庁の証明ある教科	第二欄に同じ
第五号（学士号＋経験三年）	第四号に同じ	第二欄に同じ
第六号（高　専　卒）	第四号に同じ	第二欄に同じ
第七号（高専卒＋経験三年）	第四号に同じ	第二欄に同じ
第七号の二（専　科、準専校卒）	第四号に同じ	第四号に同じ

第七号の三（専科＋経験五年）	教員としての在職年数のうち相当期間授業を担当した教科について成績良好なる旨の所轄庁の証明ある教科		
第九号（青年学校教員）	第七号の三に同じ		
第十号（大学、高専の教員）	第七号の三に同じ	第二欄に同じ	
第十二号（高師・卒等）	第四号に同じ	第二欄に同じ	
第十三号（博士号）	学位請求論文に関係ある教科	第二欄に同じ	
第十四号（実業学校教員五〇〇号の一）	第四号に同じ	第二欄に同じ	
第十五号（指定許可学校卒）	第四号に同じ	第二欄に同じ	
第十五号の二（高教指定学校卒）	第四号に同じ	第二欄に同じ	
第十六号（中等学校教員）	第七号の三に同じ		
第十七号（初等科教員）	第一号に同じ		
第十八号（中、高校実習教諭）	第四号に同じ（但し実習教科のみ）	第二欄に同じ	

第十九号（高校助教諭）		第四号に同じ	
第二十号（電波学校卒）	職業	工業	
第二十号の二（無線電信講習所）	職業	工業	
第二十号の三（甲種二等航海士、機関士）	職業	商船	
第二十号の四（同右＋五年）	職業	商船	
第二十号の五（甲種一等航海士、機関士＋三年）	職業	商船	
第二十四号（学校教育法施行規則第百二條のみ）	その教科に関する教育成績が良好である旨の所轄庁の証明ある教科		

2　前項第二号第三欄に掲げる実業に関する教科は農業、工業、商業、水産、職業指導及び家庭とする。

3　第一項第二欄に定める教科についての出身学校長の証明は、成績良好である旨の証明又は成績証明書をもつて行うものとする。

第四章　出願手続

（出願手続）

第七條　免許法第五條第一項本文の規定により免許状の授与を受けようとする者（免許法別表第一、第二及び第三による場合）は、教育職員免許状授与申請書（第一号様式）に次の書類を添えて願い出なければ

ならない。

一　履歴書（第二号様式）

二　授与の基礎資格となる学士証明書又は大学若しくは教員養成機関の在学証明書又は教育職員免許状、看護婦免状若しくは保健婦免状の写又は授与証明書

三　実務成績証明を必要とする者にあつてはその証明書（第三号様式）

四　大学又は養護教諭養成機関において修得した単位修得証明書（第四号様式）

五　誓約書（第五号様式）

第八條　免許法第六條第一項の規定により教育職員検定を受けようとする者（免許法別表第四、第五、第六及び第七による場合）は、教育職員検定願（第六号様式）に次の書類を添えて願い出なければならない。

一　履歴書

二　人物に関する証明書（第七号様式）

三　受験資格に関する学校の卒業証明書又は教育職員免許状、看護婦免状若しくは保健婦免状の写又は授与証明書

四　実務成績証明を必要とする者にあつてはその証明書

五　単位修得を必要とする者にあつてはその證明書

六　身体に関する証明書（第八号様式）

七　誓約書

第九條　施行法第二條の規定により、教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に次の書類を添えて願い出なければならない。

一　履歴書

二　人物に関する証明書

三　出願資格に関する次の証明のうちそれぞれ該当するもの

イ　学校の卒業証明書（学士の稱号を有する者はその証明書）若しくは修了証明書

ロ　教員免許状の写

ハ　学位証明書

ニ　施行法第二條第一項の表の第九号、第十号、第十六号、第十八号、第十九号、第二十五号(ロ)、第二十五号(ハ)又は第三十一号(ハ)に該当する者は在職又は在職した旨の証明書（第二十五号(ロ)、第二十五号(ハ)及び第三十一号(ハ)に該当する者のほか第六條第一項に掲げる教科に関する証明書を添えること）

ホ　その他施行法第二條第一項の表の上欄に掲げる要件を証するに足る資料

四　実務成績証明を必要とする者にあつてはその証明書

五　施行法第二條第一項の表の各号上欄に掲げる学校の成績証明書又は単位修得証明書

六　身体に関する証明書

七　誓約書

八　教科に関する証明を必要とする者にあつてはその証明書（第九号様式）

第十條　施行法第七條の規定により教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に次の書類を添えて願い出なければならない。

一　履歴書

二　人物に関する証明書

三　教員免許状の写（旧令による免許状を有する者は、その免許状の写又は授与証明書）又は施行法第二條第一項の表の上欄に掲げる要件を証するに足る書類を必要とする者にあつてはその証明書

四　単位修得証明書

五　実務成績証明書

六　身体に関する証明書

七　誓約書

八　教科に関する証明又は出身学校長の成績証明を必要とする者にあつては教科に関する証明書又は出身学校長の成績証明書

九　施行法施行規則第十七條第五項に該当する証明を必要とする者にあつてはその証明書

第十一條　免許法又は施行法により中学校又は高等学校

の教諭の免許狀を取得した者が、免許法施行規則第十四條の二により免許狀の授与を受けようとする場合は、教育職員検定願に次の書類を添えて願い出なければならない。

一　免許狀の写
二　人物に関する証明書
三　身体に関する証明書
四　単位修得証明書
五　誓約書

第十二條　免許法第九條第二項により仮免許狀を更新するため教育職員検定を受けようとする者は教育職員検定願に次の書類を添えて願い出なければならない。

一　免許狀
二　実務成績証明書
三　誓約書

第十三條　免許法施行規則第五十一條により特殊教科の免許狀の授与を受けようとする者は、教育職員免許狀授与申請書に次の書類を添えて願い出なければならない。

一　履歴書
二　卒業証明書
三　成績証明書
四　誓約書

2　特殊教科に関する教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願に次の書類を添えて願い出なければならない。

一　履歴書
二　卒業証明書を有する者はその証明書
三　特殊教科に関する証明書を有する者はその証明書
四　実務成績証明を必要とする者にあつてはその証明書
五　誓約書
六　人物に関する証明書
七　身体に関する証明書

第十四條　臨時免許狀の授与を受けようとする者は、教

育職員検定願に次の書類を添えて願い出なければならない。

一　履歴書
二　卒業証明書
三　教科に関する証明を必要とする者にあつては、実務成績証明書又は技倆証明書若しくは最終学校の成績証明書
四　人物に関する証明書
五　身体に関する証明書
六　誓約書

2　前項の規定にかかわらず第四條により臨時免許狀の授与を受けようとする者は、教育職員検定願に次の書類を添えて願い出なければならない。

一　免許狀の写
二　教科に関する証明を必要とする者にあつては、その証明書

第十五條　免許狀の書換又は再交付を受けようとする者は、教育職員免許狀書換又は再交付申請書（第十号様式）に次の書類を添えて願い出なければならない。

一　書換の場合は免許狀及び戸籍抄本又は戸籍記載證明書
二　再交付の場合は破損によるものは免許狀、紛失によるものはその事由を証明するに足る書類

第十六條　施行法第一條第一項各号の上欄に掲げる免許狀を有する者が同表の下欄に掲げる免許狀の交付を受けようとするときは、教育職員免許狀交付申請書（第十一号様式）に次の書類を添えて願い出なければならない。

一　旧令による教員免許狀の写又はその授与証明書
二　教科に関する証明を必要とする者にあつてはその証明書又は出身学校長の成績証明書

第十七條　施行法施行規則第二條第二項若しくは第三條第三項又は施行法施行規則附則第二項の規定により下級又は宗教の免許狀を受けようとする者は教育職

員免許状交付申請書又は教育職員検定願にすでに交付又は授与を受けた免許状の写及び前條第二号の書類を添えて願い出なければならない。

（原　簿）

第十八條　免許状の原簿の様式は別に定める。

第五章　審　査

（審査の請求）

第十九條　免許法第十二條第三項の規定によつて審査を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は次に掲げる事項を記載した審査請求書を提出しなければならない。

一　請求者の氏名、本籍、現住所及び生年月日並びにその者が現に教育職員である場合にはその職名及び勤務場所

二　教員免許状の写

三　審査請求の事由

四　公開審査を請求する場合はその旨

五　代理人として弁護人を選任したときはその者の氏名、住所及び職業

（口頭審理の通知）

第二十條　授与権者は最初の口頭審理の日前十五日までに書面をもつてその日時及び場所を請求者及びその代理人に通知しなければならない。

（口頭審査の日時の変更）

第二十一條　請求者及びその代理人は、やむを得ない事由があるときは指定された日時の変更を申請することができる。

2　前項の場合においては口頭審理の日前五日までに到着するよう理由を記載した書面を授与権者に提出しなければならない。

3　授与権者はその申請が正当な事由に基くものと認めるときは、新たな日時を指定しなければならない。

（傍聴者の退場及び審理の中止）

第二十二條　授与権者は審理の進行又は秩序維持のため必要があると認めるときは傍聴者を退場させ又は当日の審理を打ち切ることができる。

（証人の屆出）

第二十二條　請求者又はその代理人が証人を出席させようとするときは、口頭審理日前五日までにその者の氏名、住所、職業及び証言を求めようとする事項を記載した書類を授与権者に提出しなければならない。

（判定の通知）

第二十四條　授与権者は口頭審理の結果を請求者に通知しなければならない。

（説明書の返還）

第二十五條　審理の請求の事由を正当と認めた旨の通知を受けた者は説明書を返還しなければならない。

（審査の費用）

第二十六條　審査の費用は、授与権者が職権をもつて行つたものを除いては請求者の負担とする。

第六章　雑　則

（臨時免許状の様式）

第二十七條　臨時免許状の様式は第十二号様式とする。

（出願に要する各種証明書）

第二十八條　免許状出願のため証明書の交付を受けようとする者は、次の各号に定める書類を所轄庁に提出しなければならない。

一　人物に関する証明又は実務成績証明の場合
人物に関する（実務成績）証明書交付願（第十三号様式）及び人物に関する副申書（第七号様式）又は実務成績副申書（第三号様式）

二　身体に関する証明の場合
医師が発行する身体に関する証明書

三　学力に関する証明の場合
学校又は教員養成機関の卒業者及び修了者にあつては、成績証明書又は単位修得証明書、講習修了者（免許法別表第四　第五、第六又は第七若しくは施行法第七條により文部省令に定める講習の課程を修了した者及び免許法施行規則第十四條の二の該当者を含む。）にあつては単位修得証明願（第十四号様式）及び各所で取得した単位修得証明書、講習修了証明書を含む

四　教科に関する証明の場合
教科証明書交付願（第十五号様式）及び教科に関する副申書（第九号様式）

第二十九條　特別の事由により前條各号の資料を提出することができない者については調査の上、人物　実務　学力及び教科に関する証明書を発行することができる。

第三十條　鳥取県において教育職員として現に在職する者で、授与權者を所轄庁とする者が免許狀の出願をする場合の人物実務及び教科に関する証明書についてはそれぞれの学校長又は所属長の副申をもつてかえることができる。

2　鳥取県において教育職員として現に在職する者が免許狀の出願をする場合の単位修得証明書については各所で取得した単位修得証明書（講習修了証明書を含む。）及び単位修得証明願をもつてかえることができる。

（授与の場合の公告）

第三十一條　免許法第八條第一項の規定により免許狀を授与したときは、次の事項を県公報に公告する。

一　免許狀の種類及び番号
二　氏　各
三　本　籍　地

（出願書類の経由方法）

第三十二條　この規則に定める教育職員免許狀の出願については、現に鳥取県に勤務する教育職員は、それぞれの所属長を経由しなければならない。

2　鳥取県公立学校職員のうち小学校又は中学校勤務者の出願書類は、その学校を管轄する教育委員会支所長を経由しなければならない。

3　現に教職にない者は、その居住地の教育委員会支所長を経由し又は授与權者に直接願い出るものとする。

（出願書類の作成）

第三十三條　この規則により免許狀の授与、交付、書換若しくは再交付又は教育職員検定（仮免許狀の更新

を含む。）を受けようとする者は、免許狀の種類ごとに出願書類を提出しなければならない。

（免許狀等の写に対する証明）

第三十四條出願書類のうち免許狀又は免狀写、若しくは各種証明書の写は、所属する長の証明あるものでなければならない。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年三月三十日から適用する。

2　第二條の規定にかかわらず次の各号の一に該当する者は、当分の間授与權者の適当と認めた教科について高等学校助教諭免許狀を受けることができる。

一　小学校又は中学校の教員の臨時免許狀を有する者又はその授与を受けることができる者で高等学校（施行法施行規則第四條に規定する相当学校を含む。）の教員として五年以上授業を担当しその成績優良と認められる者

二　小学校又は中学校の教員の臨時免許狀を有する者又はその授与を受けることができる者で高等学校（施行法施行規則第四條に規定する相当学校を含む。）の実習を担任する教員として三年以上授業を担任し、その成績優良と認められる者

3　次に掲げる規則及び告示は廃止する。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和二十四年十二月鳥取県、鳥取県教育委員会規則第一号）

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則第十九條の規定による講習単位修得証明書の交付手続（昭和二十六年八月鳥取県教育委員会告示第十八号）

第一号様式

教育職員免許状授与申請書

本籍地
現住所
勤務学校名
氏名（性別）

（　　）

免許状種類　　教科

年　月　日生

私は頭書の免許状の授与を受けたいので規定の書類を添えて申請します

昭和　年　月　日

氏名

鳥取県教育委員会
鳥取県知事　殿

㊞

鳥取県
収入証紙

第二号様式

履歴書

本籍地
現住所
氏名

年　月　日生

学業		
年月日	事項	官公衙
業務		
年月日	事項	官公衙
賞罰		
年月日	事項	官公衙

身上異動

右のとおり相違ありません

昭和　年　月　日

右氏名　印

記載について

一　各項とも年月順に記載すること

二　学業について

1　小学校の入学から記載すること

2　その学校の修業年限を記載すること

3　学校の名称には官公私立、甲種、乙種及びその他の種別を記載すること

4　入学、退学、休学、転校、卒業、修了（休学、退学にはその事由）について

5　大学、高専、実業学校等にあつては部科名を記載すること

6　免許状については免許状の種類、番号、教科、官衙を記載すること

三　業務について

1　就職、転職、休職、退職（休職　退職はその事由）について記載すること

2　営業名、従業名、転廃業、業務内容（実地経験により出願する）等記載すること

3　給与等に関する事項は記入しなくてもよい

四　賞罰については賞罰の事項、理由、官衙等記載すること

第三号様式

実務成績証明（副申）書

本籍

氏名　年　月　日生

右の者は（学校、官公庁その他）において（教育職員、教育事務に関する職員その他）として　年　月から　年　月まで）

箇月間（良好な成績で勤務した）（実地の経験を有し技術優秀である）ことを証明（副申）する

昭和　年　月　日

証明（副申）者職氏名　㊞

所轄庁　㊞

参考事項

一　実務経歴

勤務期間	職名	勤務場所	担当学年、教科、事務内容等
自　年　月 至　年　月			
〃〃　〃〃			
〃〃　〃〃			
〃〃　〃〃			
〃〃　〃〃			
〃〃　〃〃			
〃〃　〃〃			
〃〃　〃〃			
〃〃　〃〃			
〃〃　〃〃			

二　実務の成績

実務成績（勤務状況、研修、指導教化の実績等）に関する所属長の意見

第四号様式

単位修得証明書

本籍

氏名

右の者は左記科目の単位を修得したことを証明する。

記

年　月　日生

	科目	単位
一般教養専門科目	人文科学関係	
	自然　〃	
	社会　〃 （日本国憲法）	
	小計	
教科に関するもの		
	小計	
教職に関するもの		
	小計	
特殊教科に関するもの		
	小計	
養護に関するもの		
	小計	
	合計	

年　月　日

証明書　氏名印

（註）科目の欄には免許法施行規則第二條から第十三條までに規定された科目名を記載すると

第五号様式

誓約書

私は教育職員免許法第五條第一項第三号から第六号までに該当しないことを誓約します

昭和　年　月　日

氏名　㊞

鳥取県教育委員会
知事　殿

第六号様式

教育職員検定願

本籍地
現住所
勤務学校名
氏名（性別）　（　）
年　月　日生

鳥取県
収入証紙

免許状種類　教科

私は次の規定によつて頭書の検定を受けたいので関係書類を添えて出願します。

(一) 教育職員免許法第五條第一項別表第

(二) 同　法施行法第二條第一項第　号
(三) 同　法施行法第七條第一項第　号
(四) 同　法第九條第二項
(五) 同　法施行規則第十四條の二
(六)

昭和　年　月　日

氏名　㊞

鳥取取知教育委員会
事　殿

第七号様式

人物に関する証明（副申）書

本籍
現住所
氏名　年　月　日生

	観察の区分	観察の内容
1	思想	
2	性格	
3	指導力	
4	研究心	
5	社会性	
6	長所	
7	短所	
8	その他	

右のとおり証明（副申）する

昭和　年　月　日

証明（副申）者職氏名　㊞

所轄庁　印

記載上の注意

一　私心をまじえず観察したものであること

二　抽象的記述を避け具体的に事実を記載すること

第八号様式

身体に関する証明書

本籍

氏名　　年　月　日生

一　身長	cm	四　視力　右　左
二　胸囲	cm	五　色神　矯正　右　左
三　体重	kg	六　聴力　右　左

七　疾病異動

八　栄養状態甲、乙、丙、丁

右証明する

昭和　年　月　日

住所

医師氏名　㊞

第九号様式

教科に関する証明（副申）書

本籍

氏名

年　月　日生

右の者は左記の教科について成績良好であることを証明する

記

教科名（　　）

昭和　年　月　日

証明（副申）者氏名　㊞

所轄庁　印

参考事項

年度	在職学校	第　学年	科目及び週の担当時数	同上	同上	同上
〃						
〃						
〃						

〃	
〃	
出願教科に対する研究と向上に努めた事項	
出願教科に対する教授能力	
備考	最終学校部科名
	専・攻科目
	主専攻科目
	副専攻科目

第十号様式

教育職員免許状再交付換書申請書

鳥取県
収入証紙

本籍地

現住所

勤務学校名

氏名（性別）　（　　）

年　月　日生

私は

爲左記免許状再交付書換を願いたいので関係書類を添えて申請します

免許状番号	授与年月日	免許状の種類	教科	備考
昭第　号	年　月　日			

一身上異動

昭和　年　月　日

氏名　㊞

鳥取県教育委員会事殿

第十一号様式

教育職員免許状交付申請書

本籍

現住所

勤務学校名

氏名（性別）　（　）

鳥取県収入証紙

免許状種類　教科

年　月　日生

私は教育職員免許法施行法第一條第三項の規定により頭書の免許状を交付していただきたいので関係書類を添えて申請します

昭和　年　月　日

氏名　㊞

鳥取県教育委員会事殿

第十二号様式

助教諭免許状

本籍地

年　月　日生

右の者に教育職員免許法（第五條第三項）（施行法第一條）（施行法第二條）の定めるところにより（左記の教科について）　助教諭免許状を（授与する）（有するものとみなす）

（記）

昭和　年　月　日

鳥取県教育委員会

昭　助第　号

第十三号様式

人物に関する（実務成績）証明書交付願

本籍

氏名

年　月　日生

私は教育職員免許状の授与申請（検定出願）のため関係書類を添えて人物に関する（実務成績）証明書の交付をお願いします

昭和　年　月　日　氏名　㊞

所轄庁　殿

第十四号様式

単位修得証明願

本籍
現住所
勤務学校名
氏名（性別）　年　月　（　）日生

私は左記免許状の出願に必要な単位修得証明書を交付していただきたく証拠書類を添えてお願いします

記

出願しようとする上級免許状の種類及び免許教科

学校教諭　免許状（教科　）

昭和　年　月　日　右　氏名　㊞

鳥取県教育委員会事務局殿

市町村
取鳥県印刷所

参考事項

一　学業（最終学校が四年制の教員養成諸学校又は専門学校のときはその旨備考欄に記載すること）

最終学校名	卒業、修了年月日	備与	小学校から最終学校までの修業年数	備考
	年　月　日卒業修了		年	

二　基礎の免許状（出願しようとする免許状の基礎となる免許状について記載すること）

免許状の種類	教科	授業年月日	免許状番号	授与の根拠法規	備考
	（　）（　）	年　月　日	昭　第　号	免許法第　条第　項 免許法施行法第　条	

三　実務経歴

勤務期間		職名	勤務学校名	勤務期間		職名	勤務学校名
自　年　月	至　年　月			自　年　月	至　年　月		
〃　〃	〃　〃			〃　〃	〃　〃		
〃　〃	〃　〃			〃　〃	〃　〃		
〃　〃	〃　〃			〃　〃	〃　〃		
〃　〃	〃　〃			〃　〃	〃　〃		

第十五号様式

教科証明書交付願

本籍

氏名　　年　月　日生

教科

私は教育職員免許狀の授与申請（検定出願）のため関係書類を添えて頭書の教科に関する証明書の交付をお願いします

昭和　年　月　日

氏名　　㊞

所轄庁　　殿

昭和四年四月十日　三種郵便物認可

発火金

発行者　鳥取縣鳥取市東町
印刷所　鳥取縣鳥取市東町　取鳥取縣印刷所